

各位

田原市長 山下政良  
(公 印 省 略)

田原市発注の建設工事における建設業者の社会保険等未加入者  
対策について（通知）

田原市では、建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保するとともに、法定福利費を適正に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、国等の取組をふまえ、本市が発注する建設工事において、下記のとおり、建設業者の社会保険等の未加入対策をすることとしましたので通知します。

なお、建設事業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を、入札参加の資格要件とします。

※ 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

記

- 1 適用日 平成29年4月1日
- 2 対象 上記の適用日以降に公告を行う入札
- 3 加入状況の確認 社会保険の加入の確認は、次の資料等により行います。  
(1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書  
(2) 同通知書で確認ができない場合は、以下の書類のいずれか

健康 保 険 ・ 厚 生 年 金	<ul style="list-style-type: none"><li>・年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」</li><li>・直近1月分の社会保険料の領収書の写し</li><li>・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し</li><li>・標準報酬月額決定通知書の写し</li><li>・社会保険料納入証明書</li><li>・健康保険及び厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合）</li></ul>
雇 用 保 険	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」</li><li>・直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）</li><li>・労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し</li><li>・公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書</li></ul>

- (3) 届出の義務がない場合は、別紙様式第1号「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」

問合せ先 田原市役所 契約検査課 電話0531-23-3505